【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年12月20日
【中間会計期間】	第123期中(自　平成17年４月１日　至　平成17年９月30日)
【会社名】	株式会社トマト銀行
【英訳名】	ＴＯＭＡＴＯ ＢＡＮＫ，ＬＴＤ．
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　吉　田　忠　明
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市番町２丁目３番４号
【電話番号】	岡山(086)221－1010(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長　　髙　木　晶　悟
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区鍛冶町１丁目７番11号 株式会社トマト銀行東京事務所
【電話番号】	東京(03)5256－1030(代表)
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長　　横井手　慎　也
【縦覧に供する場所】	株式会社トマト銀行神戸支店 (神戸市中央区元町通５丁目１番８号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜１丁目８番16号) 株式会社トマト銀行東京支店 (東京都千代田区鍛冶町１丁目７番11号) 株式会社トマト銀行大阪支店 (大阪市西区北堀江１丁目１番18号)

(注)　東京支店及び大阪支店は、証券取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度中間連結会計期間	平成16年度中間連結会計期間	平成17年度中間連結会計期間	平成15年度	平成16年度
		(自平成15年４月１日 至平成15年９月30日)	(自平成16年４月１日 至平成16年９月30日)	(自平成17年４月１日 至平成17年９月30日)	(自平成15年４月１日 至平成16年３月31日)	(自平成16年４月１日 至平成17年３月31日)
連結経常収益	百万円	9,810	9,686	10,112	19,766	19,641
連結経常利益	百万円	1,015	1,130	1,210	1,804	2,493
連結中間純利益	百万円	454	683	418	―	―
連結当期純利益	百万円	―	―	―	683	1,365
連結純資産額	百万円	34,073	35,594	36,307	34,959	36,867
連結総資産額	百万円	808,099	820,041	835,483	802,319	825,661
１株当たり純資産額	円	289.85	306.01	314.95	297.46	316.95
１株当たり中間純利益	円	3.82	5.84	3.60	―	―
１株当たり当期純利益	円	―	―	―	5.72	11.64
潜在株式調整後１株当たり中間純利益	円	―	―	―	―	―
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	円	―	―	―	―	―
連結自己資本比率(国内基準)	%	8.43	8.94	9.01	9.11	9.13
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	2,981	4,340	5,410	5,005	17,766
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△1,014	△7,019	△7,672	△3,786	△13,574
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△297	△575	△555	△594	△848
現金及び現金同等物の中間期末残高	百万円	17,494	13,195	16,976	―	―
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	―	―	―	16,448	19,792
従業員数[外、平均臨時従業員数]	人	940 [153]	871 [165]	860 [193]	892 [159]	844 [170]

(注) １　当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
２　１株当たり情報の算定上の基礎は、「第５　経理の状況」中、１「(1) 中間連結財務諸表」の「１株当たり情報」に記載しております。
３　連結自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は国内基準を採用しております。

(2) 当社の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第121期中	第122期中	第123期中	第121期	第122期
決算年月		平成15年９月	平成16年９月	平成17年９月	平成16年３月	平成17年３月
経常収益	百万円	9,590	9,540	9,934	19,372	19,330
経常利益	百万円	1,049	1,105	1,165	1,842	2,441
中間純利益	百万円	454	693	402	―	―
当期純利益	百万円	―	―	―	803	1,355
資本金	百万円	14,310	14,310	14,310	14,310	14,310
発行済株式総数	千株	118,990	117,790	116,790	118,990	116,790
純資産額	百万円	34,460	35,754	36,432	35,106	37,005
総資産額	百万円	808,026	819,688	835,009	801,998	825,233
預金残高	百万円	736,451	744,093	752,970	730,821	750,265
貸出金残高	百万円	573,236	566,424	571,624	573,268	572,892
有価証券残高	百万円	158,313	168,376	181,958	161,486	175,561
１株当たり中間配当額	円	2.50	2.50	2.50	―	―
１株当たり配当額	円	―	―	―	5.00	5.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.52	9.00	9.05	9.12	9.17
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	876 [133]	834 [151]	824 [177]	854 [141]	810 [156]

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成17年９月30日現在

	銀行業	クレジットカード業	合計
従業員数(人)	855 [192]	5 [1]	860 [193]

(注) 1　従業員数は、就業人員を記載しており、嘱託及び臨時従業員195人を含んでおりません。
2　臨時従業員数は、[　]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成17年９月30日現在

従業員数(人)	824 [177]

(注) 1　従業員数は、就業人員を記載しており、嘱託及び臨時従業員179人を含んでおりません。
2　臨時従業員数は、[　]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3　当社の従業員組合は、トマト銀行従業員組合と称し、組合員数は739人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

・業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、原油価格の高騰、米国経済の減速懸念はありましたが、景況感は２四半期連続で改善いたしました。また、株式市場も「踊り場から脱出して一挙に好景気に駆け上がる」との期待から夏以降急速に回復し、９月30日の日経平均株価は13,574円30銭と上半期中に16%上昇し、４年３カ月ぶりに13,000円台に回復いたしました。その一方で、原油高によるコスト増と在庫調整に見舞われている繊維や化学・石油などの素材業種では景況感が悪化しております。

当社の主な営業基盤である岡山県におきましては、設備投資は増加傾向にあるほか、輸出もアジア向けを中心に高水準で推移いたしました。また、個人消費は耐久消費財を中心に持ち直しの兆しがあり、住宅投資も底堅く推移しております。その一方で公共投資は減少傾向にあります。

金融面におきましては、昨年12月に平成17年度から平成18年度を重点強化期間とする「金融改革プログラム」が公表され、地域金融機関に対しては地域性や各金融機関の特性・規模等を踏まえた個性的な計画を策定し推進するよう要請がなされました。また、本年４月よりペイオフが全面解禁となり金融機関における収益性の向上、健全性の確保が一層強く求められるとともに、個人情報保護法も全面施行され、情報管理の重要性も高まっております。

当社は、地域金融機関としての基本的考え方に立ち、「お客さまにとってのＭＹ　ＢＡＮＫ」「株主の皆さまにとってのＭＹ　ＢＡＮＫ」「社員とその家族にとってのＭＹ　ＢＡＮＫ」を経営ビジョンに掲げ、役職員一丸となって経営の効率化を進めつつ、地域にとって存在価値の高い企業グループ（４社）の実現を目指しております。

このような情勢の中、当社及び子会社グループ等は全社を挙げて機動的かつ効率的な営業活動を展開いたしました結果、次のような業績を収めることができました。

主要な勘定におきましては、平成17年９月末の預金残高は、大口定期預金は減少したものの、小口定期性預金及び流動性預金が増加し、当上半期中に27億円増加して7,529億円となりました。一方、貸出金残高は、地元企業を中心とする貸出及び住宅ローンに積極的に取り組みましたが、不良債権処理と地方公共団体向け貸出の減少等により、当上半期中に12億円減少して5,715億円となりました。

損益面におきましては、資金の効率的な運用に努めました結果、連結経常利益は前年同期比80百万円増加の1,210百万円となりましたが、固定資産の減損処理を今中間期271百万円行いましたことから、連結中間純利益は前年同期比265百万円減少し418百万円となりました。

また、当中間期末の連結自己資本比率（国内基準）は平成17年３月末に比べ0.12%低下し、9.01%となりました。

なお、単体自己資本比率（国内基準）は0.12%低下し、9.05%となりました。

各業務収支におきましては、資金運用収支では国内業務部門が7,648百万円、国際業務部門が99百万円、相殺消去後の合計で7,746百万円となりました。役務取引等収支は576百万円、その他業務収支は192百万円となりました。その結果、合計（業務粗利益）で8,515百万円となりました。

また、事業部門別におきましては、経常収益では銀行業で9,946百万円、クレジットカード業で166百万円、また、経常利益では銀行業で1,180百万円、クレジットカード業で30百万円となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「キャッシュ」という。)は、前中間期比3,780百万円（28.6%）増加し、16,976百万円(前中間期末13,195百万円)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られたキャッシュの増加は、5,410百万円(前中間期4,340百万円の増加)となりました。

これは、譲渡性預金の増加による資金の増加4,864百万円(前中間期3,484百万円の増加)、預け金（日銀預け金を除く）の増加による資金の減少6,664百万円(前中間期4,941百万円の減少)、コールマネー等の増加による資金の増加2,380百万円(前中間期282百万円の増加)が主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用したキャッシュの減少は、7,672百万円(前中間期7,019百万円の減少)となりました。

これは投資有価証券の取得の純増7,069百万円(前中間期6,329百万円の増加)が主な要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出したキャッシュの減少は、555百万円(前中間期575百万円の減少)となりました。

これは、配当金の支払290百万円及び自己株式の取得264百万円が主な要因であります。

(1) 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、前中間期比48百万円減少して7,746百万円となりました。

内訳は、資金運用収益が前中間期比114百万円増加の8,400百万円、資金調達費用が前中間期比163百万円増加の654百万円であります。

役務取引等収支は、前中間期比49百万円増加して576百万円となりました。

内訳は、役務取引等収益が前中間期比82百万円増加の1,273百万円、役務取引等費用が前中間期比33百万円増加の696百万円であります。

その他業務収支は、国債等債券売却益等の増加により前中間期比151百万円増加して192百万円となりました。内訳は、その他業務収益が前中間期比181百万円増加の307百万円、その他業務費用が前中間期比30百万円増加の114百万円であります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	7,651	171	△27	7,794
	当中間連結会計期間	7,648	99	△1	7,746
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	7,997	332	△44	8,285
	当中間連結会計期間	7,945	469	△14	8,400
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	345	161	△16	490
	当中間連結会計期間	297	370	△13	654
役務取引等収支	前中間連結会計期間	507	19	―	527
	当中間連結会計期間	561	15	―	576
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,162	27	―	1,190
	当中間連結会計期間	1,251	21	―	1,273
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	654	7	―	662
	当中間連結会計期間	689	6	―	696
特定取引収支	前中間連結会計期間	―	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―	―
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	―	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―	―
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	―	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―	―
その他業務収支	前中間連結会計期間	115	22	△96	41
	当中間連結会計期間	244	34	△86	192
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	188	35	△96	126
	当中間連結会計期間	357	37	△87	307
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	72	12	―	84
	当中間連結会計期間	113	2	△0	114

(注) 1　国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2　相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額と国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達の状況

資金運用勘定合計は、前中間期比で平均残高は19,068百万円増加して796,938百万円、利息は114百万円増加して8,400百万円、利回りは0.02%低下して2.10%となりました。

資金調達勘定合計は、前中間期比で平均残高は22,316百万円増加して786,690百万円、利息は163百万円増加して654百万円、利回りは0.04%上昇して0.16%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	762,140	7,997	2.09
	当中間連結会計期間	776,814	7,945	2.04
うち貸出金	前中間連結会計期間	560,935	7,410	2.63
	当中間連結会計期間	567,654	7,208	2.53
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	435	0	0.40
	当中間連結会計期間	438	0	0.38
うち有価証券	前中間連結会計期間	151,315	555	0.73
	当中間連結会計期間	159,117	705	0.88
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	30,426	1	0.01
	当中間連結会計期間	30,411	2	0.01
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うち預け金	前中間連結会計期間	8,586	0	0.00
	当中間連結会計期間	7,219	7	0.19
資金調達勘定	前中間連結会計期間	750,498	345	0.09
	当中間連結会計期間	768,439	297	0.07
うち預金	前中間連結会計期間	735,905	224	0.06
	当中間連結会計期間	751,660	185	0.04
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	7,058	1	0.03
	当中間連結会計期間	9,640	2	0.04
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うち借用金	前中間連結会計期間	5,965	47	1.58
	当中間連結会計期間	5,570	42	1.53

(注) 1　平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2　国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引であります。

3　資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間3,113百万円、当中間連結会計期間5,287百万円)を控除して表示しております。

②　国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(％)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	26,970	332	2.45
	当中間連結会計期間	30,665	469	3.05
うち貸出金	前中間連結会計期間	983	10	2.13
	当中間連結会計期間	636	13	4.27
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うち有価証券	前中間連結会計期間	19,561	275	2.80
	当中間連結会計期間	23,607	370	3.13
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	1,762	13	1.52
	当中間連結会計期間	1,376	23	3.44
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うち預け金	前中間連結会計期間	1,099	9	1.66
	当中間連結会計期間	1,605	29	3.70
資金調達勘定	前中間連結会計期間	25,028	161	1.28
	当中間連結会計期間	28,742	370	2.57
うち預金	前中間連結会計期間	440	1	0.45
	当中間連結会計期間	854	5	1.36
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	14,739	129	1.74
	当中間連結会計期間	16,067	269	3.34
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うち借用金	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―

(注) 1　国際業務部門は当社の外貨建取引であります。
2　資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間０百万円、当中間連結会計期間１百万円)を控除して表示しております。
3　国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末ＴＴ仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

③　合計

種類	期別	平均残高　(百万円)			利息　(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	789,111	△11,241	777,870	8,330	△44	8,285	2.12
	当中間連結会計期間	807,480	△10,542	796,938	8,414	△14	8,400	2.10
うち貸出金	前中間連結会計期間	561,919	△1,204	560,714	7,420	△11	7,409	2.63
	当中間連結会計期間	568,290	△1,053	567,237	7,222	△8	7,213	2.53
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	435	―	435	0	―	0	0.40
	当中間連結会計期間	438	―	438	0	―	0	0.38
うち有価証券	前中間連結会計期間	170,876	△88	170,788	830	△27	802	0.93
	当中間連結会計期間	182,725	△50	182,674	1,076	△1	1,074	1.17
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	32,188	―	32,188	15	―	15	0.09
	当中間連結会計期間	31,787	―	31,787	25	―	25	0.16
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	―	―	―	―	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―	―	―	―	―
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	―	―	―	―	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―	―	―	―	―
うち預け金	前中間連結会計期間	9,685	△102	9,583	9	△1	9	0.19
	当中間連結会計期間	8,824	△89	8,734	36	△0	36	0.84
資金調達勘定	前中間連結会計期間	775,527	△11,153	764,373	507	△16	490	0.12
	当中間連結会計期間	797,181	△10,491	786,690	667	△13	654	0.16
うち預金	前中間連結会計期間	736,345	△102	736,243	225	△1	225	0.06
	当中間連結会計期間	752,515	△89	752,425	191	△0	191	0.05
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	7,058	―	7,058	1	―	1	0.03
	当中間連結会計期間	9,640	―	9,640	2	―	2	0.04
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	14,739	―	14,739	129	―	129	1.74
	当中間連結会計期間	16,067	―	16,067	269	―	269	3.34
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	―	―	―	―	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―	―	―	―	―
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	―	―	―	―	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―	―	―	―	―
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	―	―	―	―	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―	―	―	―	―
うち借用金	前中間連結会計期間	5,965	△1,204	4,760	47	△11	35	1.49
	当中間連結会計期間	5,570	△1,053	4,517	42	△8	34	1.50

(注)　相殺消去額は、連結会社間取引の平均残高、利息と国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高、利息であります。

次へ

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前中間期比82百万円増加して1,273百万円となりました。

主な内訳は預金・貸出業務390百万円、為替業務501百万円であります。

役務取引等費用は、前中間期比33百万円増加して696百万円(うち為替業務87百万円)となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,162	27	―	1,190
	当中間連結会計期間	1,251	21	―	1,273
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	383	―	―	383
	当中間連結会計期間	390	―	―	390
うち為替業務	前中間連結会計期間	503	25	―	528
	当中間連結会計期間	482	19	―	501
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	68	―	―	68
	当中間連結会計期間	156	―	―	156
うち代理業務	前中間連結会計期間	91	―	―	91
	当中間連結会計期間	82	―	―	82
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	14	―	―	14
	当中間連結会計期間	15	―	―	15
うち保証業務	前中間連結会計期間	23	1	―	24
	当中間連結会計期間	20	1	―	22
役務取引等費用	前中間連結会計期間	654	7	―	662
	当中間連結会計期間	689	6	―	696
うち為替業務	前中間連結会計期間	81	7	―	89
	当中間連結会計期間	80	6	―	87

(注) 1　国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2　相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○　預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	743,652	441	△75	744,017
	当中間連結会計期間	752,252	717	△66	752,904
うち流動性預金	前中間連結会計期間	284,850	―	△75	284,774
	当中間連結会計期間	297,102	―	△66	297,036
うち定期性預金	前中間連結会計期間	452,089	―	―	452,089
	当中間連結会計期間	448,437	―	―	448,437
うちその他	前中間連結会計期間	6,712	441	―	7,154
	当中間連結会計期間	6,711	717	―	7,429
譲渡性預金	前中間連結会計期間	7,274	―	―	7,274
	当中間連結会計期間	11,422	―	―	11,422
総合計	前中間連結会計期間	750,926	441	△75	751,291
	当中間連結会計期間	763,675	717	△66	764,327

(注) 1　流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2　定期性預金＝定期預金＋定期積金
3　国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
4　相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額であります。

次へ

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

①　業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成16年９月30日		平成17年９月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (％)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (％)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	566,268	100.00	571,513	100.00
製造業	64,764	11.44	62,681	10.97
農業	2,575	0.45	2,347	0.41
林業	50	0.01	51	0.01
漁業	13	0.00	21	0.00
鉱業	1,243	0.22	1,183	0.21
建設業	49,626	8.76	47,234	8.26
電気・ガス・熱供給・水道業	937	0.17	734	0.13
情報通信業	3,684	0.65	5,428	0.95
運輸業	12,882	2.28	11,816	2.07
卸売・小売業	73,656	13.01	69,273	12.12
金融・保険業	22,714	4.01	22,793	3.99
不動産業	46,824	8.27	58,179	10.18
各種サービス業	70,883	12.52	72,187	12.63
地方公共団体	17,863	3.15	19,006	3.33
その他	198,547	35.06	198,573	34.74
特別国際金融取引勘定分	―	―	―	―
政府等	―	―	―	―
金融機関	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
合計	566,268	―	571,513	―

(注)　「国内」とは当社及び連結子会社であります。

②　外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○　有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	77,384	―	―	77,384
	当中間連結会計期間	94,905	―	―	94,905
地方債	前中間連結会計期間	20,508	―	―	20,508
	当中間連結会計期間	10,494	―	―	10,494
社債	前中間連結会計期間	43,003	―	―	43,003
	当中間連結会計期間	42,713	―	―	42,713
株式	前中間連結会計期間	6,479	―	△67	6,412
	当中間連結会計期間	7,905	―	△49	7,856
その他の証券	前中間連結会計期間	1,203	19,868	―	21,071
	当中間連結会計期間	1,649	24,341	―	25,991
合計	前中間連結会計期間	148,578	19,868	△67	168,379
	当中間連結会計期間	157,670	24,341	△49	181,962

(注) 1　国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2　「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。
3　相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額であります。

前へ　　次へ

(参考) 当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1　損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)　(A)	当中間会計期間 (百万円)　(B)	増減　(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	8,242	8,367	124
経費(除く臨時処理分)	5,614	5,657	42
人件費	3,070	3,123	52
物件費	2,196	2,174	△22
税金	347	359	12
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	2,628	2,709	81
一般貸倒引当金繰入額	△46	274	320
業務純益	2,675	2,435	△239
うち債券関係損益	18	162	144
臨時損益	△1,569	△1,270	298
株式関係損益	△88	△93	△5
不良債権処理損失	1,270	991	△278
貸出金償却	133	167	33
個別貸倒引当金純繰入額	539	625	85
延滞債権等売却損	596	198	△397
その他臨時損益	△210	△184	25
経常利益	1,105	1,165	59
特別損益	△75	△354	△278
うち動産不動産処分損益	△76	△84	△7
税引前中間純利益	1,030	810	△219
法人税、住民税及び事業税	8	252	244
法人税等調整額	328	155	△173
中間純利益	693	402	△290

(注) 1　業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2　業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3　「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4　臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5　債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
6　株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2　利鞘(国内業務部門)（単体）

	前中間会計期間 (%)　(A)	当中間会計期間 (%)　(B)	増減　(%) (B)−(A)
(1) 資金運用利回　①	2.06	2.01	△0.05
(イ)貸出金利回	2.60	2.50	△0.10
(ロ)有価証券利回	0.72	0.88	0.16
(2) 資金調達原価　②	1.55	1.51	△0.04
(イ)預金等利回	0.06	0.04	△0.02
(ロ)外部負債利回	1.54	1.47	△0.07
(3) 総資金利鞘　①−②	0.51	0.50	△0.01

（注）1　「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
　　　2　「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借用金

3　ＲＯＥ(単体)

	前中間会計期間 (%)　(A)	当中間会計期間 (%)　(B)	増減　(%) (B)−(A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	14.79	14.72	△0.07
業務純益ベース	15.05	13.22	△1.83
中間純利益ベース	3.90	2.18	△1.72

前へ　　次へ

４　預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)　(Ａ)	当中間会計期間 (百万円)　(Ｂ)	増減　(百万円) (Ｂ)－(Ａ)
預金(末残)	744,093	752,970	8,876
預金(平残)	736,345	752,515	16,169
貸出金(末残)	566,424	571,624	5,199
貸出金(平残)	560,783	567,211	6,427

(注)　譲渡性預金を除いております。

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)　(Ａ)	当中間会計期間 (百万円)　(Ｂ)	増減　(百万円) (Ｂ)－(Ａ)
個人	571,139	585,551	14,411
法人	159,616	154,960	△4,655
合計	730,756	740,512	9,756

(注)　譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)　(Ａ)	当中間会計期間 (百万円)　(Ｂ)	増減　(百万円) (Ｂ)－(Ａ)
消費者ローン残高	185,335	186,626	1,290
うち住宅ローン残高	155,999	159,523	3,524
うちその他ローン残高	29,336	27,103	△2,233

(4) 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (Ａ)	当中間会計期間 (Ｂ)	増減 (Ｂ)－(Ａ)
中小企業等貸出金残高	①	百万円	510,134	516,119	5,984
総貸出金残高	②	百万円	566,424	571,624	5,199
中小企業等貸出金比率	①／②	％	90.06	90.28	0.22
中小企業等貸出先件数	③	件	53,828	50,475	△3,353
総貸出先件数	④	件	53,970	50,603	△3,367
中小企業等貸出先件数比率	③／④	％	99.73	99.74	0.01

(注)　中小企業等とは、資本金３億円(ただし、卸売業は１億円、小売業、サービス業は５千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5　債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○　支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	―	―	―	―
信用状	171	835	142	780
保証	566	8,487	523	8,380
計	737	9,323	665	9,161

前へ　次へ

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成５年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成16年９月30日 金額(百万円)	平成17年９月30日 金額(百万円)
基本的項目	資本金	14,310	14,310
	うち非累積的永久優先株	―	―
	新株式払込金	―	―
	資本剰余金	12,491	12,491
	利益剰余金	7,833	7,949
	連結子会社の少数株主持分	△22	22
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	―	―
	その他有価証券の評価差損(△)	―	―
	自己株式払込金	―	―
	自己株式(△)	474	424
	為替換算調整勘定	―	―
	営業権相当額(△)	―	―
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	―	―
	連結調整勘定相当額(△)	―	―
	計 (A)	34,138	34,348
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注１)	―	―
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	488	548
	一般貸倒引当金	3,187	2,936
	負債性資本調達手段等	3,680	3,480
	うち永久劣後債務(注２)	―	―
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注３)	3,680	3,480
	計	7,355	6,964
	うち自己資本への算入額 (B)	7,001	6,849
控除項目	控除項目(注４) (C)	101	101
自己資本額	(A)＋(B)−(C) (D)	41,038	41,096
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	453,216	451,339
	オフ・バランス取引項目	5,327	4,423
	計 (E)	458,543	455,763
連結自己資本比率(国内基準)＝D／E×100(%)		8.94	9.01

(注) １　告示第23条第２項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等であります。

２　告示第24条第１項第３号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

３　告示第24条第１項第４号及び第５号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が５年を超えるものに限られております。

４　告示第25条第１項第１号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第２号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目			平成16年９月30日 金額(百万円)	平成17年９月30日 金額(百万円)
基本的項目	資本金		14,310	14,310
	うち非累積的永久優先株		―	―
	新株式払込金		―	―
	資本準備金		12,640	12,640
	その他資本剰余金		―	―
	利益準備金		1,773	1,773
	任意積立金		4,937	5,237
	中間未処分利益		1,112	895
	その他		―	―
	その他有価証券の評価差損(△)		―	―
	自己株式払込金		―	―
	自己株式(△)		452	405
	営業権相当額(△)		―	―
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)		―	―
	計	(Ａ)	34,320	34,450
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注１)		―	―
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		488	548
	一般貸倒引当金		3,183	2,933
	負債性資本調達手段等		3,680	3,480
	うち永久劣後債務(注２)		―	―
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注３)		3,680	3,480
	計		7,352	6,962
	うち自己資本への算入額	(Ｂ)	7,032	6,874
控除項目	控除項目(注４)	(Ｃ)	101	101
自己資本額	(Ａ)＋(Ｂ)－(Ｃ)	(Ｄ)	41,251	41,223
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目		452,860	450,863
	オフ・バランス取引項目		5,327	4,423
	計	(Ｅ)	458,187	455,287
単体自己資本比率(国内基準)＝Ｄ／Ｅ×100(％)			9.00	9.05

(注)　１　告示第30条第２項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等であります。

２　告示第31条第１項第３号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

３　告示第31条第１項第４号及び第５号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が５年を超えるものに限られております。

４　告示第32条第１項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第６条に基づき、当社の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2　危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3　要管理債権

要管理債権とは、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4　正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成16年９月30日	平成17年９月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	63	53
危険債権	129	146
要管理債権	205	179
正常債権	5,376	5,443

前へ

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は,本年度よりスタートいたしました「第７次中期経営計画（営業改革ビジョンの実現）」の最重点目標である営業改革による収益力の強化、地域密着型金融の機能強化、コンプライアンスの徹底・リスク管理体制の充実の具現化を図ることにより、「お客さまにとってのＭＹ　ＢＡＮＫ」「株主の皆さまにとってのＭＹ　ＢＡＮＫ」「社員とその家族にとってのＭＹ　ＢＡＮＫ」を経営ビジョンとした地域貢献度の高い庶民金融機関へのさらなる変革を図り、グループ間での連携をより深めながら、お客さまの期待と信頼にお応えできるよう、役職員一丸となって地域社会の発展に尽力してまいる所存でございます。

4 【事業等のリスク】

半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

１．不良債権問題等

不良債権、与信関連費用は、地域経済の動向、不動産価格の変動、当社グループの貸出先企業の経営状況の変動等によって増加するおそれがあり、当社グループの経営に影響を与える可能性があります。

貸倒引当金に関しては、貸出先の状況、差入れられた担保の価値及び経済全体に関する前提及び見積りに基づいて計上しておりますが、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提及び見積りと乖離した場合、貸倒引当金が不十分となることもあり得ます。また、経済情勢全般の悪化による、担保価値の下落やその他の予期せざる事情の発生により、貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなる可能性があります。

２．株価下落のリスク

当社グループは市場性のある株式を保有しており、大幅な株価下落が生じた場合には、保有株式に評価差損が発生し、業績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

３．為替リスク

当社の業務は、外貨建の資産と負債の額が各通貨毎に同額で相殺されない場合、又は適切にヘッジされていない場合、為替レートの変動による影響を受けることになります。

４．自己資本比率

当社は、海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率は、「銀行法第14条の２の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」（平成５年３月31日大蔵省告示第55号）に定められた国内基準を維持しなければなりません。現時点において、この国内基準は４％以上となっており、これを下回る水準となった場合には、金融庁長官から業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることになります。

当社では、平成17年9月期における連結自己資本比率9.01%、単体自己資本比率9.05%となっており、国内基準を大きく上回る水準で推移しております。

自己資本比率に影響を与える要因として、不良債権処理費用の発生や有価証券価額の下落等があり、また、将来の課税所得の見積りによっては繰延税金資産の計上が制約される場合があるため、その結果として自己資本比率が低下するリスクがあります。

５．規制の変更のリスク

銀行は、現在適用されている法令、規則、政策及び会計基準等に沿って業務を遂行しておりますが、将来におけるこれらの変更が当社の業務遂行及び業績に影響をもたらす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

第３ 【設備の状況】

１ 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に新設した重要な設備は次のとおりであります。

銀行業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当社	―	岡山南営業部	岡山県岡山市	店舗	2,691.37	2,593.82	平成17年５月

(注)　記載金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。

当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業 員数 (人)	摘要
					面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
当社	―	旧岡山南営業部	岡山県 岡山市	店舗	649.27	94	22	―	117	―	平成17年 ９月売却

(注)　記載金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。

２ 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業務

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額(百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
					総額	既支払額			
当社	旧清輝橋支店	岡山県 岡山市	改築	集中センター	200	―	自己資金	平成17年10月	平成18年４月
当社	本店他	岡山県 岡山市	新設	事務機械	153	―	自己資金	―	―

(注) 1　上記設備計画の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
　　 2　事務機械の主なものは平成18年３月までに設置予定であります。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	177,800,000
計	177,800,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(平成17年９月30日)	提出日現在発行数(株)(平成17年12月20日)	上場証券取引所名	内容
普通株式	116,790,300	同左	東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	116,790,300	同左	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成17年９月30日	―	116,790	―	14,310,000	―	12,640,591

(4) 【大株主の状況】

平成17年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８―11	4,383	3.75
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内１丁目３―３	3,600	3.08
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町２丁目１―８	3,460	2.96
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区九段南１丁目３―１	3,460	2.96
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町１番24号	3,404	2.91
株式会社中国銀行	岡山市丸の内１丁目15―20	3,390	2.90
トマト銀行職員持株会	岡山市番町２丁目３番４号	3,171	2.71
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町２丁目６―１	2,660	2.27
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜４丁目５―33	2,000	1.71
岡山県	岡山市内山下２丁目４―６	1,980	1.69
計	―	31,510	26.98

(注)１　上記の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、4,383千株であります。
２　上記のうち、株式会社新生銀行及び株式会社あおぞら銀行は株主名簿上の株主であり、当中間期末日現在の実質的な株主は預金保険機構であります。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成17年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	1,460,000	―	普通株式
完全議決権株式(その他)	113,742,000	113,742	〃
単元未満株式	1,588,300	―	〃
発行済株式総数	116,790,300	―	―
総株主の議決権	―	113,742	―

(注)　上記の「完全議決権株式（その他）の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が２個含まれております。

② 【自己株式等】

平成17年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(％)
株式会社トマト銀行	岡山市番町２丁目３番４号	1,460,155	―	1,460,155	1.25
計	―	1,460,155	―	1,460,155	1.25

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年４月	５月	６月	７月	８月	９月
最高(円)	294	271	260	261	276	305
最低(円)	247	248	247	254	246	274

(注)　最高・最低株価は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第５ 【経理の状況】

1　当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

　なお、前中間連結会計期間(自平成16年４月１日　至平成16年９月30日)は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年１月30日内閣府令第５号)附則第３項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成17年４月１日　至平成17年９月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2　当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

　なお、前中間会計期間(自平成16年４月１日　至平成16年９月30日)は「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年１月30日内閣府令第５号)附則第３項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成17年４月１日　至平成17年９月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3　前中間連結会計期間(自平成16年４月１日　至平成16年９月30日)及び当中間連結会計期間(自平成17年４月１日　至平成17年９月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成16年４月１日　至平成16年９月30日)及び当中間会計期間(自平成17年４月１日　至平成17年９月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の２の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末 (平成16年９月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年９月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)							
現金預け金	※７	26,781	3.26	30,052	3.60	26,204	3.17
コールローン及び買入手形		36,231	4.42	30,792	3.68	30,000	3.63
買入金銭債権		343	0.04	133	0.02	223	0.03
商品有価証券		435	0.05	641	0.08	347	0.04
有価証券	※1,7	168,379	20.53	181,962	21.78	175,565	21.26
貸出金	※2,3,4,5,6,8	566,268	69.05	571,513	68.40	572,806	69.38
外国為替	※６	1,297	0.16	999	0.12	1,221	0.15
その他資産		4,105	0.50	4,372	0.52	4,095	0.50
動産不動産	※７,９,10,11	11,227	1.37	11,426	1.37	11,444	1.39
繰延税金資産		4,897	0.60	4,047	0.48	4,001	0.48
支払承諾見返		9,323	1.14	9,161	1.10	9,196	1.11
貸倒引当金		△9,249	△1.12	△9,618	△1.15	△9,444	△1.14
資産の部合計		820,041	100.00	835,483	100.00	825,661	100.00

		前中間連結会計期間末 (平成16年９月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年９月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(負債の部)							
預金	※７	744,017	90.73	752,904	90.12	750,194	90.86
譲渡性預金		7,274	0.89	11,422	1.37	6,557	0.80
コールマネー及び売渡手形	※７	13,871	1.69	15,566	1.86	13,185	1.60
借用金	※12	4,883	0.60	4,824	0.58	4,580	0.56
外国為替		1	0.00	0	0.00	1	0.00
社債	※13	1,100	0.13	1,100	0.13	1,100	0.13
その他負債		3,038	0.37	2,919	0.35	2,977	0.36
退職給付引当金		320	0.04	379	0.05	365	0.05
再評価に係る繰延税金負債	※９	439	0.05	698	0.08	439	0.05
連結調整勘定		199	0.02	176	0.02	187	0.02
支払承諾		9,323	1.14	9,161	1.10	9,196	1.11
負債の部合計		784,469	95.66	799,153	95.66	788,785	95.54
(少数株主持分)							
少数株主持分		△22	△0.00	22	0.00	8	0.00
(資本の部)							
資本金		14,310	1.75	14,310	1.71	14,310	1.73
資本剰余金		12,491	1.52	12,491	1.49	12,491	1.51
利益剰余金		8,124	0.99	8,237	0.99	8,196	0.99
土地再評価差額金	※９	646	0.08	521	0.06	646	0.08
その他有価証券評価差額金		496	0.06	1,172	0.14	1,383	0.17
自己株式	※14	△474	△0.06	△424	△0.05	△161	△0.02
資本の部合計		35,594	4.34	36,307	4.34	36,867	4.46
負債、少数株主持分及び資本の部合計		820,041	100.00	835,483	100.00	825,661	100.00

②　【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)		当中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比(％)	金額(百万円)	百分比(％)	金額(百万円)	百分比(％)
経常収益		9,686	100.00	10,112	100.00	19,641	100.00
資金運用収益		8,285		8,400		16,623	
(うち貸出金利息)		(7,409)		(7,213)		(14,747)	
(うち有価証券利息配当金)		(803)		(1,075)		(1,741)	
役務取引等収益		1,190		1,273		2,345	
その他業務収益		126		307		214	
その他経常収益		83		131		457	
経常費用		8,556	88.33	8,901	88.03	17,148	87.30
資金調達費用		490		654		991	
(うち預金利息)		(225)		(191)		(432)	
役務取引等費用		662		696		1,334	
その他業務費用		84		114		442	
営業経費		5,910		5,927		12,009	
その他経常費用	※１	1,407		1,509		2,370	
経常利益		1,130	11.67	1,210	11.97	2,493	12.70
特別利益		3	0.03	0	0.01	4	0.02
特別損失	※２	78	0.81	355	3.51	316	1.61
税金等調整前中間(当期)純利益		1,054	10.89	856	8.47	2,181	11.11
法人税、住民税及び事業税		12	0.14	268	2.66	170	0.87
法人税等調整額		340	3.51	152	1.50	633	3.23
少数株主利益		17	0.18	16	0.17	11	0.06
中間(当期)純利益		683	7.06	418	4.14	1,365	6.95

③ 【中間連結剰余金計算書】

区分	注記番号	前中間連結会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日) 金額(百万円)	当中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日) 金額(百万円)	前連結会計年度の連結剰余金計算書 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日) 金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		12,491	12,491	12,491
資本剰余金増加高		―	―	―
資本剰余金減少高		―	―	―
資本剰余金中間期末(期末)残高		12,491	12,491	12,491
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		8,119	8,196	8,119
利益剰余金増加高		689	418	1,371
中間（当期）純利益		683	418	1,365
土地再評価差額金取崩額		5	―	5
利益剰余金減少高		684	377	1,294
配当金		293	290	584
役員賞与		7	6	7
自己株式消却額		383	―	701
土地再評価差額金取崩額		―	79	―
利益剰余金中間期末(期末)残高		8,124	8,237	8,196

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
Ⅰ 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前 中間(当期)純利益		1,054	856	2,181
減価償却費		304	334	652
減損損失		―	271	―
連結調整勘定償却額		△11	△11	△23
持分法による投資損益(△)		0	△0	△0
貸倒引当金の増加額		△1,508	173	△1,312
退職給付引当金の増加額		△2	14	42
資金運用収益		△8,285	△8,400	△16,623
資金調達費用		490	654	991
有価証券関係損益(△)		85	149	94
為替差損益(△)		△1	△1	△0
動産不動産処分損益(△)		76	84	301
貸出金の純増(△)減		6,800	1,292	263
預金の純増減(△)		13,315	2,709	19,492
譲渡性預金の純増減(△)		3,484	4,864	2,768
借用金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減(△)		△105	243	△408
預け金(日銀預け金を除く)の 純増(△)減		△4,941	△6,664	2,232
コールローン等の純増(△)減		△14,166	△702	△7,814
コールマネー等の純増減(△)		282	2,380	△403
外国為替(資産)の純増(△)減		135	221	210
外国為替(負債)の純増減(△)		0	△1	1
資金運用による収入		8,424	8,500	16,978
資金調達による支出		△591	△799	△1,194
その他		△345	△792	△312
小計		4,497	5,379	18,117
法人税等の支払額		△157	30	△351
営業活動による キャッシュ・フロー		4,340	5,410	17,766

		前中間連結会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
Ⅱ　投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△50,304	△79,857	△133,899
有価証券の売却による収入		27,793	51,852	96,892
有価証券の償還による収入		16,181	20,935	24,861
動産不動産の取得による支出		△890	△710	△1,662
動産不動産の売却による収入		200	107	233
投資活動による キャッシュ・フロー		△7,019	△7,672	△13,574
Ⅲ　財務活動による キャッシュ・フロー				
配当金支払額		△293	△290	△583
少数株主への配当金支払額		―	△1	―
自己株式の取得による支出		△281	△264	△290
自己株式の売却による収入		―	0	25
財務活動による キャッシュ・フロー		△575	△555	△848
Ⅳ　現金及び現金同等物に 係る換算差額		1	1	0
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額		△3,252	△2,816	3,344
Ⅵ　現金及び現金同等物の 期首残高		16,448	19,792	16,448
Ⅶ　現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		13,195	16,976	19,792

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前連結会計年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
１　連結の範囲に関する事項	連結子会社　２社 トマトビジネス株式会社、トマトカード株式会社であります。 なお、子会社はすべて連結しております。	連結子会社　２社 トマトビジネス株式会社、トマトカード株式会社であります。 なお、子会社はすべて連結しております。	連結子会社　２社 トマトビジネス株式会社、トマトカード株式会社であります。 なお、子会社はすべて連結しております。
２　持分法の適用に関する事項	持分法適用の関連会社 １社 トマトリース株式会社であり、関連会社はすべて持分法を適用しております。	同左	同左
３　連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 ９月末日　２社	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 ９月末日　２社	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 ３月末日　２社
４　会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式、転換社債、受益証券及び出資証券は中間連結決算日前１カ月の市場価格等の平均価格、それ以外のものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 その他有価証券のうち時価のある株式、転換社債、受益証券及び出資証券の評価方法については、連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっておりま	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式、転換社債、受益証券及び出資証券は中間連結決算日前１カ月の市場価格等の平均価格、それ以外のものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式、転換社債、受益証券及び出資証券は連結決算日前１カ月の市場価格等の平均価格、それ以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前連結会計年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
	したが、その他有価証券の保有目的に鑑み、市場における短期的価格変動による経営成績への直接的影響を排除し、財政状態をより適切に表すため、前連結会計年度から連結決算日前１カ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法に変更いたしました。 　この変更により、前中間連結会計期間末において当中間連結会計期間末と同一の基準によった場合、経常利益及び税引前中間純利益は０百万円減少し、有価証券は89百万円、その他有価証券評価差額金は53百万円減少し、繰延税金資産は36百万円増加いたします。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(ロ)　　同左	(ロ)　　同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 　デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ①動産不動産 　当社の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 　なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：　７年～50年 動産：　２年～20年 　連結子会社の動産不動産については、当社と同じ基準により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ①動産不動産 同左	(4) 減価償却の方法 ①動産不動産 　当社の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。 　なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：　７年～50年 動産：　２年～20年 　連結子会社の動産不動産については、当社と同じ基準により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前連結会計年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
	②ソフトウエア 自社利用のソフトウエアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として５年)に基づく定額法により償却しております。	②ソフトウエア 同左	②ソフトウエア 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

	前中間連結会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前連結会計年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,606百万円であります。 　連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,503百万円であります。 　連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,493百万円であります。 　連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
	(6) 退職給付引当金の計上基準 　退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 　過去勤務債務：発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として14年)による定額法により費用処理 　数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 　なお、会計基準変更時差異(4,289百万円)については、14年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の６を乗じた額を計上しております。	(6) 退職給付引当金の計上基準 同左	(6) 退職給付引当金の計上基準 　退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 　過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として14年)による定額法により費用処理 　数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 　なお、会計基準変更時差異(4,289百万円)については、主として14年による按分額を費用処理しております。

	前中間連結会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前連結会計年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建の資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(8) リース取引の処理方法 当社及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(8) リース取引の処理方法 同左	(8) リース取引の処理方法 同左
	(9) 重要なヘッジ会計の方法 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、固定金利貸出等に係る相場変動の相殺及び変動金利貸出等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを実施しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジ会計適用にあたり同実務指針、及び同取扱いに定められている判断基準に基づいて、ヘッジの有効性を評価しております。なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社にはヘッジ会計を適用する取引はありません。	(9) 重要なヘッジ会計の方法 同左	(9) 重要なヘッジ会計の方法 同左

	前中間連結会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前連結会計年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
	(10)消費税等の会計処理 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、原則として税抜方式によっております。	(10)消費税等の会計処理 同左	(10)消費税等の会計処理 同左
	(11)税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当社及び連結子会社の決算期において予定している利益処分方式による不動産圧縮積立金取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(11)税効果会計に関する事項 同左	―――
5　(中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前連結会計年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
―――	(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年８月９日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第６号平成15年10月31日)を当中間連結会計期間から適用しております。これにより税金等調整前中間純利益は271百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。	―――

追加情報

前中間連結会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前連結会計年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年３月法律第９号)が平成15年３月31日に公布され、平成16年４月１日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間連結会計期間から中間連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。	―――	(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年３月法律第9号)が平成15年３月31日に公布され、平成16年４月１日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当連結会計年度から連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

前中間連結会計期間末 (平成16年９月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年９月30日)	前連結会計年度末 (平成17年３月31日)
※１　有価証券には、関連会社の株式３百万円を含んでおります。 ※２　貸出金のうち、破綻先債権額は1,874百万円、延滞債権額は17,376百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※３　貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は454百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※４　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は20,055百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※５　破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,761百万円であります。 なお、上記２から５に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※１　有価証券には、関連会社の株式４百万円を含んでおります。 ※２　貸出金のうち、破綻先債権額は850百万円、延滞債権額は19,060百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※３　貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は963百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※４　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,918百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※５　破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は37,793百万円であります。 なお、上記２から５に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※１　有価証券には、関連会社の株式４百万円を含んでおります。 ※２　貸出金のうち、破綻先債権額は902百万円、延滞債権額は18,808百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※３　貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は452百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※４　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,020百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※５　破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は37,183百万円であります。 なお、上記２から５に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前中間連結会計期間末 (平成16年９月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年９月30日)	前連結会計年度末 (平成17年３月31日)
※６　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,047百万円であります。	※６　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,268百万円であります。	※６　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,925百万円であります。
※７　担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券　20,242百万円 預け金　96百万円 担保資産に対応する債務 預金　5,192百万円 コールマネー10,040百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券16,965百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は1,319百万円であります。	※７　担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券　20,139百万円 預け金　91百万円 担保資産に対応する債務 預金　2,946百万円 コールマネー　9,555百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,888百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は1,056百万円であります。	※７　担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券　20,268百万円 預け金　93百万円 担保資産に対応する債務 預金　2,523百万円 コールマネー　7,828百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券16,880百万円、預け金２百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は1,160百万円であります。
※８　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は59,489百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが59,489百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※８　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は64,725百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが64,725百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※８　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は62,589百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが62,589百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

前中間連結会計期間末 (平成16年９月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年９月30日)	前連結会計年度末 (平成17年３月31日)
※９　土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)、平成11年３月31日の同法律の改正に基づき、当社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,206百万円	※９　土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)、平成11年３月31日の同法律の改正に基づき、当社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,127百万円	※９　土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)、平成11年３月31日の同法律の改正に基づき、当社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,205百万円
※10　動産不動産の減価償却累計額 8,581百万円	※10　動産不動産の減価償却累計額 8,572百万円 ※11　動産不動産の圧縮記帳額 222百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 ―百万円)	※10　動産不動産の減価償却累計額 8,481百万円
※12　借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,080百万円が含まれております。 ※13　社債は、劣後特約付社債1,100百万円であります。	※12　借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,080百万円が含まれております。 ※13　社債は、劣後特約付社債1,100百万円であります。	※12　借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,080百万円が含まれております。 ※13　社債は、劣後特約付社債1,100百万円であります。 ※14　連結会社及び持分法を適用した非連結子会社並びに関連会社が保有する当社の株式の数 普通株式　929千株

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前連結会計年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
※１　その他経常費用には、貸出金償却148百万円、貸倒引当金繰入額506百万円、貸出金等売却損596百万円、株式等償却88百万円、株式等売却損３百万円及びその他の経常費用62百万円を含んでおります。	※１　その他経常費用には、貸出金償却185百万円、貸出金等売却損198百万円、貸倒引当金繰入額903百万円、株式等償却147百万円、株式等売却損４百万円及びその他の経常費用69百万円を含んでおります。 ※２　使用方法の変更や市場価格の著しい低下により、資産グループのうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額271百万円を減損損失として特別損失に計上しております。 区分　遊休資産等 地域　岡山県内 主な用途　遊休資産等４か所 種類　土地、建物等 減損損失　271百万円 (うち土地177百万円、建物等46百万円、その他47百万円) 資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で行っており、その他遊休資産等については各々独立した単位で行っております。 資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年７月３日）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。	※１　その他の経常費用には、貸出金等売却損654百万円、貸出金償却298百万円、株式等償却99百万円、株式等売却損16百万円を含んでおります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前連結会計年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成16年９月30日現在 現金預け金勘定　26,781 普通預け金　△11,408 外貨預け金　△457 定期預け金　△176 その他　△1,543 現金及び現金同等物　13,195	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成17年９月30日現在 現金預け金勘定　30,052 普通預け金　△7,402 当座預け金　△1,358 定期預け金　△1,171 外貨預け金　△2,469 その他　△674 現金及び現金同等物　16,976	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成17年３月31日現在 現金預け金勘定　26,204 普通預け金　△3,912 当座預け金　△983 譲渡性預け金　△500 定期預け金　△176 外貨預け金　△3 その他　△836 現金及び現金同等物　19,792

（リース取引関係）

前中間連結会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前連結会計年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
1　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	1　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	1　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額
取得価額相当額 動産　79百万円 その他　277百万円 合計　357百万円	取得価額相当額 動産　69百万円 その他　283百万円 合計　352百万円	取得価額相当額 動産　79百万円 その他　277百万円 合計　357百万円
減価償却累計額相当額 動産　30百万円 その他　93百万円 合計　124百万円	減価償却累計額相当額 動産　37百万円 その他　149百万円 合計　186百万円	減価償却累計額相当額 動産　38百万円 その他　121百万円 合計　160百万円
	減損損失累計額相当額 動産　－百万円 その他　－百万円 合計　－百万円	
中間連結会計期間末残高相当額 動産　49百万円 その他　183百万円 合計　233百万円	中間連結会計期間末残高相当額 動産　32百万円 その他　133百万円 合計　166百万円	年度末残高相当額 動産　40百万円 その他　156百万円 合計　196百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 １年内　71百万円 １年超　170百万円 合計　242百万円	・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 １年内　74百万円 １年超　102百万円 合計　176百万円	・未経過リース料年度末残高相当額 １年内　72百万円 １年超　134百万円 合計　206百万円
	・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高　－百万円	
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料　41百万円 減価償却費相当額　36百万円 支払利息相当額　6百万円	・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料　41百万円 リース資産減損勘定の取崩額　－百万円 減価償却費相当額　36百万円 支払利息相当額　4百万円 減損損失　－百万円	・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料　83百万円 減価償却費相当額　73百万円 支払利息相当額　12百万円
・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
2　オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 １年内　－百万円 １年超　－百万円 合計　－百万円	2　オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 １年内　－百万円 １年超　－百万円 合計　－百万円	2　オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 １年内　－百万円 １年超　－百万円 合計　－百万円

次へ

(有価証券関係)

※「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

Ⅰ　前中間連結会計期間末

1　満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年９月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	―	―	―	―	―
地方債	―	―	―	―	―
社債	1,123	1,134	11	11	―
その他	2,500	2,463	△36	39	75
合計	3,623	3,597	△25	50	75

(注) 1　時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
2　「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2　その他有価証券で時価のあるもの(平成16年９月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	4,858	5,293	435	1,042	607
債券	136,354	136,612	258	717	459
国債	77,063	77,384	320	441	120
地方債	20,668	20,508	△160	97	258
社債	38,622	38,720	98	179	81
その他	18,428	18,568	140	317	176
合計	159,641	160,475	833	2,077	1,243

(注) 1　中間連結貸借対照表計上額は、株式等については当中間連結会計期間末前１カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2　「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3　その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
当中間連結会計期間における減損処理額は、株式84百万円であります。
また、減損処理基準は以下のとおりであります。
(1) 簿価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損
(2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績・信用リスクの推移等を検討し回復する可能性がないと判断されるものは、全て減損

3　時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年９月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	300
関連会社株式	3
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,117
非上場社債	2,860

(注)　当中間連結会計期間において、時価のない株式について３百万円減損処理を行っております。
時価のない有価証券の減損処理基準は以下のとおりであります。
(1) 実質価額が50%以上下落した銘柄は、全て減損
(2) 破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先銘柄は、全て減損

Ⅱ　当中間連結会計期間末

1　満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年９月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	11,110	11,101	△8	27	35
地方債	―	―	―	―	―
社債	―	―	―	―	―
その他	3,600	3,553	△46	27	74
合計	14,710	14,655	△55	54	109

(注) 1　時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
2　「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2　その他有価証券で時価のあるもの(平成17年９月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	4,956	6,869	1,912	2,303	390
債券	133,136	133,074	△62	323	385
国債	83,891	83,795	△95	176	272
地方債	10,458	10,494	36	43	7
社債	38,786	38,783	△3	103	106
その他	22,270	22,387	117	350	233
合計	160,364	162,332	1,968	2,977	1,009

(注) 1　中間連結貸借対照表計上額は、株式等については当中間連結会計期間末前１カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2　「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3　時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年９月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	200
関連会社株式	4
その他有価証券	
非上場株式	985
非上場社債	3,730

(注)　当中間連結会計期間において、時価のない株式について147百万円減損処理を行っております。
時価のない有価証券の減損処理基準は以下のとおりであります。
(1)　実質価額が50%以上下落した銘柄は、全て減損
(2)　破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先銘柄は、全て減損

次へ

Ⅲ　前連結会計年度末

1　売買目的有価証券(平成17年３月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	347	0

2　満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年３月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	10,116	10,221	105	105	―
地方債	―	―	―	―	―
社債	1,111	1,117	5	5	―
その他	3,500	3,501	1	48	46
合計	14,727	14,840	112	159	46

(注) 1　時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2　「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3　その他有価証券で時価のあるもの(平成17年３月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	4,846	5,938	1,091	1,601	509
債券	130,957	132,151	1,193	1,196	3
国債	81,666	82,331	664	666	2
地方債	11,405	11,566	161	161	―
社債	37,885	38,253	367	368	0
その他	18,227	18,265	38	262	223
合計	154,031	156,355	2,323	3,060	736

(注) 1　連結貸借対照表計上額は、株式等については当連結会計年度末前１カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2　「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3　その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当連結会計年度における減損処理額は、株式84百万円であります。
また、減損処理基準は以下のとおりであります。
(1) 簿価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損
(2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績・信用リスクの推移等を検討し回復する可能性がないと判断されるものは、全て減損

4　当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自　平成16年４月１日　至　平成17年３月31日)

該当ありません。

5　当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自　平成16年４月１日　至　平成17年３月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	51,861	169	358

6　時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成17年３月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	300
関連会社株式	4
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,118
非上場社債	3,060

(注)　当連結会計年度において、時価のない株式について３百万円減損処理を行っております。
時価のない有価証券の減損処理基準は以下のとおりであります。
(1) 実質価額が50%以上下落した銘柄は、全て減損
(2) 破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先銘柄は、全て減損

7　保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8　その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成17年３月31日現在)

	１年以内(百万円)	１年超５年以内(百万円)	５年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券	22,381	52,018	44,258	28,079
国債	17,105	19,474	27,787	28,079
地方債	2,119	4,326	5,119	―
社債	3,156	28,217	11,350	―
その他	2,762	7,904	2,112	7,910
合計	25,143	59,923	46,371	35,990

(金銭の信託関係)

Ⅰ　前中間連結会計期間末

1　満期保有目的の金銭の信託(平成16年９月30日現在)

該当ありません。

2　その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年９月30日現在)

該当ありません。

Ⅱ　当中間連結会計期間末

1　満期保有目的の金銭の信託(平成17年９月30日現在)

該当ありません。

2　その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年９月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ　前連結会計年度末

1　運用目的の金銭の信託(平成17年３月31日現在)

該当ありません。

2　満期保有目的の金銭の信託(平成17年３月31日現在)

該当ありません。

3　その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年３月31日現在)

該当ありません。

前へ　　　次へ

(その他有価証券評価差額金)

Ⅰ　前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成16年９月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	833
その他有価証券	833
その他の金銭の信託	―
(△) 繰延税金負債	337
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	496
(△) 少数株主持分相当額	―
(＋) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	496

Ⅱ　当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成17年９月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,968
その他有価証券	1,968
その他の金銭の信託	―
(△) 繰延税金負債	796
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	1,171
(△) 少数株主持分相当額	―
(＋) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	1,172

III　前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成17年３月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,323
その他有価証券	2,323
その他の金銭の信託	―
(△) 繰延税金負債	940
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	1,383
(△) 少数株主持分相当額	―
(＋) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	1,383

前へ　　　次へ

(デリバティブ取引関係)

Ⅰ　前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成16年９月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	―	―	―
	金利オプション	―	―	―
店頭	金利先渡契約	―	―	―
	金利スワップ	250	△14	△14
	金利オプション	―	―	―
	キャップ	1,000	△3	△3
	その他	―	―	―
	合計	―	△18	△18

(注)　上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成16年９月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	―	―	―
	通貨オプション	―	―	―
店頭	通貨スワップ	―	―	―
	為替予約	866	873	2
	通貨オプション	―	―	―
	その他	―	―	―
	合計	―	873	2

(注)　上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成16年９月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成16年９月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成16年９月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年９月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	―	―	―
	その他	500	2	2
	合計	―	2	2

(注)　上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

Ⅱ　当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年９月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	―	―	―
	金利オプション	―	―	―
店頭	金利先渡契約	―	―	―
	金利スワップ	214	△4	△4
	金利オプション	―	―	―
	キャップ	1,000	△0	△0
	その他	―	―	―
	合計	―	△5	△5

(注)　上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成17年９月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	―	―	―
	通貨オプション	―	―	―
店頭	通貨スワップ	―	―	―
	為替予約	973	1,006	0
	通貨オプション	―	―	―
	その他	―	―	―
	合計	―	1,006	0

(注)　上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年９月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年９月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年９月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年９月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	―	―	―
	その他	500	1	1
	合計	―	1	1

(注)　上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
　　　なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

前へ　　次へ

Ⅲ　前連結会計年度末

1　取引の状況に関する事項

(1) 取組方針

半年ごと取締役会で決定された市場リスク管理方針のもと、主としてヘッジ手段としてデリバティブ取引を活用しております。

(2) 取引の内容及び利用目的

将来の金利変動リスクを軽減するための金利スワップ取引や金利キャップの購入、為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引を行っております。また、外貨資金調達を目的とした通貨スワップ取引及び価格変動による収益確保を目的とした債券先物取引、債券店頭オプション取引等も限定的に行っております。

なお、連結子会社はデリバティブ取引を行っておりません。

(3) リスクの内容及びリスク管理体制

金利、有価証券の価格、為替等の様々なリスク・ファクターの変動に伴う市場リスクと取引先の契約不履行に伴う信用リスクを有しております。

市場リスクにつきましては、市場リスク管理方針及び取扱限度額等を半年ごとに定め、厳格な管理を行っております。市場取引の信用リスクにつきましても、定められた手続きにしたがって業務運営及びリスク管理を行っております。

(4) 定量的情報の補足説明

当社が取り組んでいる金利スワップ及び金利キャップ取引は、すべて金利の変動リスクをヘッジする目的で行っております。

2　取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成17年３月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	金利オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	金利先渡契約				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	―	―	―	―
	受取変動・支払固定	226	202	△8	△8
	受取変動・支払変動	―	―	―	―
	金利オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	キャップ				
	売建	―	―	―	―
	買建	1,000	―	△1	△1
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	合計	―	―	△9	△9

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2　時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成17年３月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	通貨オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	通貨スワップ	―	―	―	―
	為替予約				
	売建	597	―	612	△15
	買建	595	―	613	17
	通貨オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	合計	―	―	1,225	2

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
2　時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成17年３月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年３月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年３月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年３月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	その他				
	売建	500	500	1	1
	買建	―	―	―	―
	合計	―	―	1	1

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2 時価の算定
割引現在価値により算定しております。
3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

前へ

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は、銀行業以外に一部でクレジットカード業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

（１株当たり情報)

項目		前中間連結会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前連結会計年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
１株当たり純資産額	円	306.01	314.95	316.95
１株当たり 中間(当期)純利益	円	5.84	3.60	11.64

(注) 1　１株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前連結会計年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
１株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	683	418	1,365
普通株主に 帰属しない金額	百万円	―	―	6
うち利益処分による役員賞与金	百万円	―	―	6
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	683	418	1,358
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	116,906	115,954	116,685

2　潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記番号	前中間会計期間末(平成16年９月30日) 金額(百万円)	構成比(%)	当中間会計期間末(平成17年９月30日) 金額(百万円)	構成比(%)	前事業年度の要約貸借対照表(平成17年３月31日) 金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)							
現金預け金	※７	26,781	3.27	30,051	3.60	26,202	3.18
コールローン		36,231	4.42	30,792	3.69	30,000	3.64
買入金銭債権		343	0.04	133	0.01	223	0.03
商品有価証券		435	0.05	641	0.08	347	0.04
有価証券	※1,7	168,376	20.54	181,958	21.79	175,561	21.27
貸出金	※2,3,4,5,6,8	566,424	69.10	571,624	68.46	572,892	69.42
外国為替	※６	1,297	0.16	999	0.12	1,221	0.15
その他資産		3,488	0.42	3,711	0.44	3,507	0.42
動産不動産	※７,９,10,13	11,218	1.37	11,418	1.37	11,436	1.39
繰延税金資産		4,895	0.60	4,039	0.48	3,996	0.48
支払承諾見返		9,323	1.14	9,161	1.10	9,196	1.11
貸倒引当金		△9,126	△1.11	△9,523	△1.14	△9,352	△1.13
資産の部合計		819,688	100.00	835,009	100.00	825,233	100.00

区分	注記番号	前中間会計期間末(平成16年９月30日) 金額(百万円)	構成比(%)	当中間会計期間末(平成17年９月30日) 金額(百万円)	構成比(%)	前事業年度の要約貸借対照表(平成17年３月31日) 金額(百万円)	構成比(%)
(負債の部)							
預金	※７	744,093	90.78	752,970	90.18	750,265	90.92
譲渡性預金		7,274	0.89	11,422	1.37	6,557	0.80
コールマネー	※７	13,871	1.69	15,566	1.86	13,185	1.60
借用金	※11	4,683	0.57	4,624	0.55	4,380	0.53
外国為替		1	0.00	0	0.00	1	0.00
社債	※12	1,100	0.13	1,100	0.13	1,100	0.13
その他負債		2,828	0.35	2,655	0.32	2,737	0.33
退職給付引当金		318	0.04	378	0.05	363	0.04
再評価に係る繰延税金負債	※13	439	0.05	698	0.08	439	0.05
支払承諾		9,323	1.14	9,161	1.10	9,196	1.12
負債の部合計		783,934	95.64	798,577	95.64	788,228	95.52
(資本の部)							
資本金	※14	14,310	1.75	14,310	1.71	14,310	1.73
資本剰余金		12,640	1.54	12,640	1.52	12,640	1.53
資本準備金		12,640		12,640		12,640	
利益剰余金		8,113	0.99	8,193	0.98	8,166	0.99
利益準備金		1,773		1,773		1,773	
任意積立金		4,937		5,237		4,937	
中間(当期)未処分利益		1,403		1,183		1,455	
土地再評価差額金	※13	646	0.08	521	0.06	646	0.08
その他有価証券評価差額金		496	0.06	1,171	0.14	1,383	0.17
自己株式	※15	△452	△0.06	△405	△0.05	△141	△0.02
資本の部合計		35,754	4.36	36,432	4.36	37,005	4.48
負債及び資本の部合計		819,688	100.00	835,009	100.00	825,233	100.00

②　【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)		当中間会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (％)	金額(百万円)	百分比 (％)	金額(百万円)	百分比 (％)
経常収益		9,540	100.00	9,934	100.00	19,330	100.00
資金運用収益		8,213		8,303		16,450	
(うち貸出金利息)		(7,310)		(7,117)		(14,548)	
(うち有価証券利息配当金)		(829)		(1,075)		(1,768)	
役務取引等収益		1,130		1,206		2,235	
その他業務収益		125		306		213	
その他経常収益		70		118		432	
経常費用		8,434	88.41	8,769	88.27	16,889	87.37
資金調達費用		489		651		985	
(うち預金利息)		(225)		(191)		(432)	
役務取引等費用		651		683		1,312	
その他業務費用		84		114		442	
営業経費	※１	5,831		5,834		11,836	
その他経常費用	※２	1,376		1,485		2,312	
経常利益		1,105	11.59	1,165	11.73	2,441	12.63
特別利益		3	0.03	0	0.01	4	0.02
特別損失	※３	78	0.82	355	3.58	303	1.57
税引前中間(当期)純利益		1,030	10.80	810	8.16	2,142	11.08
法人税、住民税及び事業税		8	0.09	252	2.54	162	0.84
法人税等調整額		328	3.44	155	1.56	624	3.23
中間(当期)純利益		693	7.27	402	4.06	1,355	7.01
前期繰越利益		1,087		860		1,087	
土地再評価差額金取崩額		5		△79		5	
自己株式消却額		383		―		701	
中間配当額		―		―		290	
中間(当期)未処分利益		1,403		1,183		1,455	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前事業年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
1　商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2　有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式、転換社債、受益証券及び出資証券は中間決算期末日前１カ月の市場価格等の平均価格、株式、転換社債、受益証券及び出資証券以外は中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 　その他有価証券のうち時価のある株式、転換社債、受益証券及び出資証券の評価方法については、決算日の市場価格等に基づく時価法によっておりましたが、その他有価証券の保有目的に鑑み、市場における短期的価格変動による経営成績への直接的影響を排除し、財政状態をより適切に表すため、前事業年度から決算日前１カ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法に変更いたしました。 　この変更により、前中間会計期間末において当中間会計期間末と同一の基準によった場合、経常利益及び税引前中間純利益は０百万円減少し、有価証券は89百万円、その他有価証券評価差額金は53百万円減少し、繰延税	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式、転換社債、受益証券及び出資証券は中間決算日前１カ月の市場価格等の平均価格、株式、転換社債、受益証券及び出資証券以外は中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式、転換社債、受益証券及び出資証券は決算日前１カ月の市場価格等の平均価格、株式、転換社債、受益証券及び出資証券以外は決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

	前中間会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前事業年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
	金資産は36百万円増加いたします。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2)　同左	(2)　同左
3　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4　固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：　７年～50年 動産：　２年～20年 (2) ソフトウエア 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 同左 (2) ソフトウエア 同左	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：　７年～50年 動産：　２年～20年 (2) ソフトウエア 同左
5　引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

	前中間会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前事業年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
	また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,606百万円であります。	また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,503百万円であります。	また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,493百万円であります。

	前中間会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前事業年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(4,289百万円)については、14年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の６を乗じた額を計上しております。	(2) 退職給付引当金 同左	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(4,289百万円)については、14年による按分額を費用処理しております。
６　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
７　リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前事業年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
8　ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、固定金利貸出等に係る相場変動の相殺及び変動金利貸出等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを実施しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジ会計適用にあたり同実務指針、及び同取扱いに定められている判断基準に基づいて、ヘッジの有効性を評価しております。なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。	同左	同左
9　消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費税という）の会計処理は、税抜き方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下、消費税という)の会計処理は、税抜き方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
10　税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による不動産圧縮積立金取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	同左	―――

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前事業年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
―――	(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年８月９日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第６号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しております。これにより税引前中間純利益は271百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。	―――

追加情報

前中間会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前事業年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年３月法律第9号)が平成15年３月31日に公布され、平成16年４月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。	―――	(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年３月法律第９号)が平成15年３月31日に公布され、平成16年４月１日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当事業年度から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年９月30日)	当中間会計期間末 (平成17年９月30日)	前事業年度末 (平成17年３月31日)
※１　子会社の株式総額　10百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第２条第８項に規定する子会社であります。 ※２　貸出金のうち、破綻先債権額は1,826百万円、延滞債権額は17,298百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※３　貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は454百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※４　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は20,000百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※５　破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,579百万円であります。 なお、上記２から５に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※１　子会社の株式総額　10百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第２条第８項に規定する子会社であります。 ※２　貸出金のうち、破綻先債権額は797百万円、延滞債権額は19,013百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※３　貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は963百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※４　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,889百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※５　破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は37,664百万円であります。 なお、上記２から５に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※１　子会社の株式総額　10百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第２条第８項に規定する子会社であります。 ※２　貸出金のうち、破綻先債権額は856百万円、延滞債権額は18,754百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※３　貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は451百万円であります。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※４　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,982百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※５　破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は37,044百万円であります。 なお、上記２から５に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前中間会計期間末 (平成16年９月30日)	当中間会計期間末 (平成17年９月30日)	前事業年度末 (平成17年３月31日)
※６　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,047百万円であります。	※６　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,268百万円であります。	※６　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,925百万円であります。
※７　担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券　20,242百万円 預け金　96百万円 担保資産に対応する債務 預金　5,192百万円 コールマネー　10,040百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券16,965百万円を差し入れております。 また、子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として差し入れているものはありません。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は1,313百万円であります。	※７　担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券　20,139百万円 預け金　91百万円 担保資産に対応する債務 預金　2,946百万円 コールマネー　9,555百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,888百万円を差し入れております。 また、子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として差し入れているものはありません。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は1,050百万円であります。	※７　担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券　20,268百万円 預け金　93百万円 担保資産に対応する債務 預金　2,523百万円 コールマネー　7,828百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券16,880百万円、預け金２百万円を差し入れております。 また、子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として差し入れているものはありません。
※８　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は58,594百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが58,594百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額	※８　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は63,760百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが63,760百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額	※８　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は61,682百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが61,682百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額

前中間会計期間末 (平成16年９月30日)	当中間会計期間末 (平成17年９月30日)	前事業年度末 (平成17年３月31日)
をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※９　動産不動産の減価償却累計額 8,574百万円 ※10　動産不動産の圧縮記帳額 298百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 ―百万円) ※11　借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,080百万円が含まれております。 ※12　社債は、劣後特約付社債1,100百万円であります。 ※13　土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)、平成11年３月31日の同法律の改正に基づき、当社の事業用土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。	をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※９　動産不動産の減価償却累計額 8,565百万円 ※10　動産不動産の圧縮記帳額 222百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 ―百万円) ※11　借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,080百万円が含まれております。 ※12　社債は、劣後特約付社債1,100百万円であります。 ※13　土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)、平成11年３月31日の同法律の改正に基づき、当社の事業用土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。	をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※９　動産不動産の減価償却累計額 8,474百万円 ※10　動産不動産の圧縮記帳額 298百万円 (当期圧縮記帳額 ―百万円) ※11　借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,080百万円が含まれております。 ※12　社債は、劣後特約付社債1,100百万円であります。 ※13　土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)、平成11年３月31日の同法律の改正に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

前中間会計期間末 (平成16年９月30日)	当中間会計期間末 (平成17年９月30日)	前事業年度末 (平成17年３月31日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,206百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,127百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,205百万円 ※14　会社が発行する株式の総数 普通株式　177,800千株 発行済株式総数 普通株式　116,790千株 ※15　会社が保有する自己株式の数 普通株式　445千株

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日)	当中間会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	前事業年度 (自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日)
※１　減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産　268百万円 その他　35百万円 ※２　その他経常費用には、貸出金償却133百万円、貸倒引当金繰入額493百万円、貸出金等売却損596百万円、株式等売却損３百万円、株式等償却88百万円及びその他の経常費用60百万円を含んでおります。	※１　減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産　265百万円 その他　68百万円 ※２　その他経常費用には、貸出金償却167百万円、貸倒引当金繰入額899百万円、貸出金等売却損198百万円、株式等売却損４百万円、株式等償却147百万円及びその他の経常費用66百万円を含んでおります。 ※３　使用方法の変更や市場価格の著しい低下により、資産グループのうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額271百万円を減損損失として特別損失に計上しております。 区分　遊休資産等 地域　岡山県内 主な用途　遊休資産等４か所 種類　土地、建物等 減損損失　271百万円 (うち土地177百万円、建物等46百万円、その他47百万円) 資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で行っており、その他遊休資産等については各々独立した単位で行っております。 資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年７月３日）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。	※２　その他の経常費用には、延滞債権等を売却したことによる損失653百万円を含んでおります。

（リース取引関係）

前中間会計期間 （自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	前事業年度 （自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日）
1　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産　79百万円 その他　277百万円 合計　357百万円 減価償却累計額相当額 動産　30百万円 その他　93百万円 合計　124百万円 中間会計期間末残高相当額 動産　49百万円 その他　183百万円 合計　233百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 １年内　71百万円 １年超　170百万円 合計　242百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料　41百万円 減価償却費相当額　36百万円 支払利息相当額　6百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 　リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2　オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 １年内　―百万円 １年超　―百万円 合計　―百万円	1　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産　69百万円 その他　283百万円 合計　352百万円 減価償却累計額相当額 動産　37百万円 その他　149百万円 合計　186百万円 減損損失累計額相当額 動産　―百万円 その他　―百万円 合計　―百万円 中間会計期間末残高相当額 動産　32百万円 その他　133百万円 合計　166百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 １年内　74百万円 １年超　102百万円 合計　176百万円 ・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高　―百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料　41百万円 リース資産減損勘定の取崩額　―百万円 減価償却費相当額　36百万円 支払利息相当額　4百万円 減損損失　―百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 　リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2　オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 １年内　―百万円 １年超　―百万円 合計　―百万円	1　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産　79百万円 その他　277百万円 合計　357百万円 減価償却累計額相当額 動産　38百万円 その他　121百万円 合計　160百万円 期末残高相当額 動産　40百万円 その他　156百万円 合計　196百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 １年内　72百万円 １年超　134百万円 合計　206百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料　83百万円 減価償却費相当額　73百万円 支払利息相当額　12百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 　リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2　オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 １年内　―百万円 １年超　―百万円 合計　―百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

Ⅰ　前中間会計期間末(平成16年９月30日現在)

該当ありません。

Ⅱ　当中間会計期間末(平成17年９月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ　前事業年度末(平成17年３月31日現在)

該当ありません。

(2) 【その他】

中間配当(商法第293条ノ５の規定による金銭の分配)

平成17年11月25日開催の取締役会において、第123期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	288百万円
１株当たりの中間配当金	２円50銭

第６ 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書の訂正報告書	平成15年６月27日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。	平成17年５月18日 関東財務局長に提出。
(2)	有価証券報告書の訂正報告書	平成16年６月30日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。	平成17年５月18日 関東財務局長に提出。
(3)	有価証券報告書及びその添付書類	事業年度(第122期)　自　平成16年４月１日　至　平成17年３月31日	平成17年６月30日 関東財務局長に提出。
(4)	自己株券買付状況報告書		平成17年９月16日 関東財務局長に提出。
(5)	自己株券買付状況報告書		平成17年10月14日 関東財務局長に提出。
(6)	自己株券買付状況報告書		平成17年11月15日 関東財務局長に提出。
(7)	自己株券買付状況報告書		平成17年12月14日 関東財務局長に提出。

第二部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

株式会社トマト銀行
　取締役会　御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小　川　　　洋	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	國　　　健　一	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トマト銀行の平成１６年４月１日から平成１７年３月３１日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成１６年４月１日から平成１６年９月３０日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トマト銀行及び連結子会社の平成１６年９月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成１６年４月１日から平成１６年９月３０日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月20日

株式会社トマト銀行
　取締役会　御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	國　　　健　一	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小　田　項　一	㊞

　当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トマト銀行の平成１７年４月１日から平成１８年３月３１日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成１７年４月１日から平成１７年９月３０日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。
　当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。
　当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トマト銀行及び連結子会社の平成１７年９月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成１７年４月１日から平成１７年９月３０日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。
　追記情報
　中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

※　上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

株式会社トマト銀行
　取締役会　御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小　川　　　洋	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	國　　　健　一	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トマト銀行の平成１６年４月１日から平成１７年３月３１日までの第１２２期事業年度の中間会計期間（平成１６年４月１日から平成１６年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トマト銀行の平成１６年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成１６年４月１日から平成１６年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月20日

株式会社トマト銀行
　取締役会　御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	國　　　健　一	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小　田　項　一	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トマト銀行の平成１７年４月１日から平成１８年３月３１日までの第１２３期事業年度の中間会計期間（平成１７年４月１日から平成１７年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トマト銀行の平成１７年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成１７年４月１日から平成１７年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。